

高 福 第 6 0 号
令和3年4月16日

各ユニット型施設 施設長 様
(さいたま市内所在施設を除く)

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿 (公印省略)

2021年度ユニットケア研修の受講者募集について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、下記のとおり受講者を募集しますので、受講を希望する場合は、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会に直接お申込みください。
また、標記研修はオンラインで開催します。詳細は募集要項をお読みください。
なお、ユニットリーダー研修のうち当面の間、実地研修は実施されません。講義(演習を含む)の受講修了者に対して「ユニットリーダー研修座学受講証明書」を交付する取扱いになりますので御注意ください。

記

1 受講対象者

埼玉県内(さいたま市を除く)の高齢者福祉施設等のうち、ユニット型施設として開設または開設予定となっている施設の管理者及び施設職員。

2 受講申込みの手順

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会のホームページ (<http://suishinkyo.net/>) からお申込みください。

※申込期間は開催日程により異なります。期限後の入力はできませんので御注意ください。

3 募集要項等

埼玉県庁のホームページに掲載しておりますので御確認ください。

<掲載URL>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/1-yunito.html>

※埼玉県ホームページの「さいたま介護ねっと」新着情報にリンクを掲載しています。

4 受講料等

(1) 施設管理者研修 36,000円

(2) ユニットリーダー研修 40,000円(講義及び演習部分のみ)

※受講料は受講施設の負担となります。また、実地研修が再開された際は、別途40,000円がかかります。

5 受講可否通知

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会が受講者を決定し、受講希望者が所属する施設宛てに受講決定通知等のメールを送信する予定です。

6 留意事項

- (1) 平成11年9月27日付け厚生労働省通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月27日老企発第25号）により、ユニット型施設については平成18年度からユニットリーダー研修受講者を2名以上配置することが義務づけられています。（2ユニット以下の施設は1名以上配置）
- (2) 令和2年10月21日付け厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第16報）」により、ユニットリーダー研修については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じていることから、特例措置として、当面の間、講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとしています。
- (3) 受講料の支払い方法及びキャンセル手続きについては、別添の募集要項を御覧ください。必要な手続きを行わずにキャンセルした場合、受講料の一部又は全額を一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会から返還されない場合がございますので、御注意ください。

担当：介護人材担当 昼間

TEL：048-830-3232

FAX：048-830-4781